

船橋市低入札価格工事監督要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格で契約した工事（以下「低入札価格工事」という。）において、契約内容に適合した施工及び工事の品質を確保することを目的とした市の監督業務の強化に関し、船橋市工事監督要領（平成17年4月1日船橋市要領）の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(監督業務の強化)

第2条 低入札価格工事は、次に掲げる事項により監督業務を強化するものとする。

- (1) ヒアリングの実施
- (2) 重点的な監督の実施

(ヒアリング)

第3条 ヒアリングは、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 低入札価格工事を主管する課長は、当該低入札価格工事に配置された現場代理人及び技術者（以下「ヒアリング対象者」という。）に対してヒアリングを実施するものとし、契約を主管する課長及び建設技術の総括を主管する課長は、必要に応じてこのヒアリングに同席するものとする。
- (2) ヒアリングの実施時期は、設計図書に定められた工事の着手前とする。
- (3) 低入札価格工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、ヒアリングに先立ち、船橋市建設工事適正化指導要綱（平成13年4月1日船橋市要綱）の規定に基づく施工体制台帳及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）並びに設計図書に基づく施工計画書（以下「施工計画書」という。）を提出するものとする。
- (4) ヒアリングは、施工体制台帳等及び施工計画書の内容が、低入札価格調査実施要領（平成10年10月1日船橋市要領）の規定に基づく事情聴取等の調査（以下「事情聴取等調査」という。）において提出された書類に基づいていることの確認を行うものとし、相違のある場合には、その理由をヒアリング対象者から聴取するものとする。なお、その理由に疑義があるときは、ヒアリング対象者に対して必要な措置を指示するものとする。

(重点的な監督)

第4条 重点的な監督は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 低入札価格工事を監督する職員（以下「監督職員」という。）は、設計図書に定められた確認及び立会いについて、必ず臨場しなければならない。
- (2) 監督職員は、事情聴取等調査時に受注者が提出した書類並びに施工体制台帳等及び施工計画書に基づく施工がなされていることの確認を行うものとする。なお、施工計画書に基づく施工の確認は、別表「重点監督確認表」により実施するものとする。
- (3) 低入札価格工事を主管する課長は、検査を主管する課長に出来形検査または中間技術検査を依頼するにあたっては、船橋市工事検査規程（平成15年船橋市訓令第4号）及び船橋市工事技術検査規程（平成26年船橋市訓令第11号）の規定のほか、労務者への支払い賃金と事情聴取等調査時に受注者が提出した書類との相違を確認すると共に、その結果について検査を主管する課長に報告するものとする。

(書類の送付)

第5条 契約を主管する課長は、ヒアリングの実施前に、事情聴取等調査において請負者が提出した書類の写しについて、低入札価格工事を主管する課長及び建設技術の総括を主管する課長に送付するものとする。

- 2 低入札価格工事を主管する課長は、ヒアリングの実施前に、施工体制台帳等の写しについて、契約を主管する課長及び建設技術の総括を主管する課長に送付するものとする。
- 3 低入札価格工事を主管する課長は、重点的な監督の実施後に、重点監督確認表の写しについて、契約を主管する課長及び建設技術の総括を主管する課長に送付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に契約した低入札価格工事に係る監督体制については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に契約した低入札価格工事に係る監督体制については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

「重点監督確認表」

工事主管課名：
監督員名：

- [illegible]